

大谷大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

2015年3月10日 最高管理責任者決定

大谷大学では、平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、次の基本方針を定める。

1. 公的研究費の不正使用防止対策の責任と権限を明確にする。
2. 公的研究費の使用に関する行動規範を定める。
3. 公的研究費の使用に関するルールを定める。
4. 公的研究費の使用に関するコンプライアンス教育を行う。
5. 公的研究費の不正使用が判明した場合における対応を定める。
6. 公的研究費の使用に関する不正防止計画を定める。

《関係規程・ルール等》

「公的研究費の使用に関する行動規範（制定案）」

「研究活動における不正行為への対応に関する規程（一部改正案）」

「研究費等の不正使用に関する取扱細則一部改正（案）」

「大谷大学公的研究費の不正防止計画（制定案）」

「教員ハンドブック」

「研究資料費 Q&A」

「大学 HP：公的研究費不正対策への取り組み」

「大谷大学職員賞罰規程」

「職員の懲戒に関する細則」

「懲戒処分に関する取扱」

以上